



大阪狭山市
OSAKASAYAMA

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急応援策(第2弾)
～第2波の到来に備え、生活の安定と事業の継続を応援します～

～「新しい生活様式」での市民活動を応援～

3.自治会への補助や市民活動団体への

感染症対策物品の支給

人が集まる活動が難しい状況のなか、居場所や人とのつながりを維持する地域コミュニティ活動や市民活動を応援するため、自治会や市民活動団体等が、「新たな生活様式」に対応した活動を再開するための支援を行います。

自治会向け

自治会(地区会)、住宅会が購入する感染症対策用の物品購入費用に対して補助金を支給

※加入世帯数に応じて2～11万円の上限あり

市民活動団体向け

市内で活動する市民団体(NPO法人含む)に手指用消毒液や使い捨てマスクを配布

※対象となる条件は、市内に活動拠点を置く3人以上の構成員から成る団体であり、営利活動、宗教活動又は政治活動等を目的とする団体などは、対象とならない場合があります。

※申請時期は8月頃、支給時期は9月頃を予定しています。

事業費(予算額) 7,931千円

【お問い合わせ先】

大阪狭山市役所 市民生活部 市民協働推進グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1 電話 072-366-0011(内線240)